

電気需給約款

(高 圧)

株式会社ネクシィーズ・ゼロ

2018年8月16日実施

電気需給約款目次

I. 総則	- 3 -
1. 適用	- 2 -
2. 変更	- 2 -
3. 定義	- 2 -
4. 単位および端数処理	- 3 -
II. 契約について	- 4 -
5. 電気需給契約の申し込み	- 4 -
6. 需要場所	- 4 -
7. 電気需給契約の単位	- 4 -
8. 供給の開始	- 4 -
9. 契約の期間	- 4 -
10. 承諾の限界	- 4 -
III. 契約電力等	- 4 -
11. 需要場所	- 4 -
12. 需給地点	- 5 -
13. 供給電圧、供給電気方式、周波数	- 5 -
14. 契約電力	- 5 -
IV. 料金	- 5 -
15. 料金等	- 5 -
16. 電気料金適用開始日	- 8 -
17. 電気料金の算定期間	- 8 -
18. 使用電力量の計量	- 8 -
19. 電気料金の算定	- 9 -
20. 電気料金支払義務ならびに支払期日	- 9 -
21. 電気料金その他の支払方法	- 9 -
22. 事情変更	- 10 -

V. 使用および供給	- 10 -
23. お客様の電力受給権	- 10 -
24. 当社の電力供給義務	- 10 -
25. 電力の託送供給のための手続	- 10 -
26. 電力使用統計提出義務	- 11 -
27. 調整装置または保護装置の設置を要する場合	- 11 -
28. 超過使用	- 11 -
29. 力率の保持	- 11 -
30. 需要場所への立ち入りによる業務の実施	- 12 -
31. 電気の使用にともなうお客様の協力	- 12 -
32. 供給の停止	- 12 -
33. 供給の中止等	- 13 -
34. 違約金保証	- 13 -
35. 免責	- 14 -
36. 設備の賠償	- 14 -
VI. 契約の変更および終了	- 14 -
37. 電気需給契約の変更	- 14 -
38. 名義等の変更	- 14 -
39. 電気需給契約の終了	- 14 -
40. 料金および工事費の精算	- 15 -
41. 需給開始後の電気需給契約の消滅変更にともなう料金の精算	- 16 -
42. 需給開始後の需給契約の消滅変更にともなう工事費の精算	- 16 -
43. 電気需給契約の解除等	- 16 -
44. 電気需給契約の終了後の債権債務	- 16 -
VII. 工事および工事費の負担金	- 16 -
45. 供給設備の工事費負担金	- 16 -
46. 調査に対する協力	- 17 -

47. 保安等に対する協力	- 17 -
IX. その他	- 17 -
48. 反社会的勢力との関係の遮断	- 17 -
49. お客様の個人情報の共同利用	- 18 -
50. 一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項.....	- 18 -
51. 管轄裁判所	- 18 -
52. 本約款の実施期日	- 18 -
附 則.....	1
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	1

I. 総 則

1. 適用

当社はこの電気需給約款(以下「本約款」といいます。)により、電気需給契約者または利用者(以下「お客様」といいます。)に高圧で電気を供給する条件(電気料金を含みます。)を定め、これにより電気を提供いたします。

2. 変更

当社は、本約款を変更することがあります。本約款の変更は、当社ホームページでの開示により周知し、その効力は開示時点で生じるものといたします。この場合、お客様に電気を供給する条件は変更後の本約款によります。

3. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(3) 力率

交流電力の効率に関して定義された値であり、皮相電力に対する有効電力の割合をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客様の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(7) 最大需要電力

託送約款等に定める、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(8) 需要場所

お客様が、小売電気事業者から供給された電気を使用する場所をいいます。

(9) 個別条件

個別条件書に定める個別の電力需給条件をいいます。

(10) 使用電力量

お客様が使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同

位の電圧で計量された30分ごとの値をいいます。ただし、やむをえない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として3パーセントの損失率によって修正した電力量といたします。

(11) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第16条第1項に定める賦課金をいいます。

(13) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(14) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(15) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除きます。

(16) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除きます。

(17) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(18) 託送供給約款

一般送配電事業者が電気事業法(平成26年6月18日改正)第18条に従い、電気の供給の用に供するための託送供給に関する事項を取りまとめたものをいいます。

4. 単位および端数処理

本約款において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

(1) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

契約電力が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。

(3) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

II. 契約について

5. 電気需給契約の申し込み

お客様が当社との電気需給契約の申し込みをされる場合は、本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申し込みをしていただきます。また電気需給契約の成立は、お客様の申し込みを当社が承諾した時点といたします。

6. 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

7. 電気需給契約の単位

当社は、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給します。

8. 供給の開始

- (1) 電気の供給開始にともなう一般送配電事業者の手続きの完了後、当社がお客様からの電気需給契約の申し込みを承諾したとき、当社の定める年月日に電気の供給を開始いたします。
- (2) 一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない理由によって電気供給開始希望年月日に電気を供給できない場合は、お客様にその理由をお知らせし、新たに供給開始日を定め、電気を供給いたします。

9. 契約の期間

契約の期間は、電気需給契約の成立後、電気の供給開始日以降1年目の日までといたします。ただし、契約期間満了日の3ヵ月前までに、お客様または当社から別段の意思表示がない場合は、当該契約は、契約の期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

10. 承諾の限界

当社の電気需給契約の申し込みをしたお客様が電気料金の支払いを怠っている、または怠るおそれがあると当社が判断した場合や、申込内容に虚偽があった場合、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、その他当社の業務の遂行上支障がある場合、電気需給契約の申し込みの全部または一部を承諾しないことがあります。

III. 契約電力等

11. 需要場所

当社がお客様に供給する電力の需要場所については、個別条件書に記載するものといたします。

12. 需給地点

当社がお客様に供給する電力の需給地点については、個別条件書に記載するものといたします。

13. 供給電圧、供給電気方式、周波数

当社が供給する電力の供給電圧、供給電気方式および周波数については、個別条件書に記載するものといたします。

14. 契約電力

契約電力は以下の区分に従って定めるものとし、具体的数値については、個別条件書に記載するものといたします。

(1) 契約電力が500kW以上の場合

- イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客様および当社の協議によって定めるものといたします。
- ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなすものといたします。

(2) 契約電力が500kW未満の場合

- イ) 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、電気需給契約期間中に最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を本約款14(1)によってすみやかに定めるものといたします。
- ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなすものといたします。

- (3) お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにし、予備電力の申し込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものといたします。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じるものといたします。

IV. 料金

15. 料金等

お客様は、供給開始以降、基本料金、電力量料金、予備送電サービス料金、および自家発補給電力サービスの料金の合計額を当社に対して支払うものいたします。

(1) 基本料金

1 月当たりの基本料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降に適用するものいたします。ただし、お客様が全く電力を使用しない月の基本料金は半額いたします。

$$\text{(算定式)} \quad \text{基本料金単価} \times \text{契約電力}$$

(2) 電力量料金

電力量料金は、次の算定式により求めるものとします。なお、従量料金単価の適用期間、適用時間および適用日は本約款 3(13)(14)(15)(16)および(17)のとおりいたします。

$$\text{(算定式)} \quad \text{使用電力量(kWh)} \times \text{従量料金単価(円/kWh)}$$

(3) 予備送電サービス料金

イ) 一般電気事業者が維持・運用する常時供給設備等の補修や事故により生じた不足電力の補給にあてるため、お客様が一般電気事業者の予備電線路を通じて、当社から供給を受けることができるサービスをいいます。なお、予備送電サービスを契約していないお客様は対象外いたします。

ロ) 1 月当たりの予備送電サービス料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降適用するものいたします。なお、お客様は、予備送電サービス料金を、お客様の予備送電サービスの利用の有無にかかわらず支払うものとし、力率割引および割増は適用されないものいたします。

$$\text{(算定式)} \quad \text{予備送電サービス単価} \times \text{契約電力}$$

(4) 自家発補給電力サービス料金等

イ) お客様の自家発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるために当社から電気の供給を受けることができるサービスをいいます。なお、自家発補給電力サービスを契約していないお客様は対象外いたします。

ロ) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備出力を抑制したときに生じた不足電力、渾水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象としません。

① 自家発補給電力サービスに係る契約電力および自家発補給電力サービスに係る最大需要電力

(ア) 契約電力は、お客様の発電設備の容量(定格出力とします。)を基準として、お客様と当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めるものと

ます。この場合、契約電力は、原則として、1 台あたりの容量が最大となる発電設備の容量(定格出力とします。)を下回らないものといたします。

(イ) 個別条件書で定める主たる供給電力(以下「主たる電力」といいます。)と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として自家発補給電力に係る契約電力を1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなします。

(a) 主契約電力を本約款 14(1)によって定める電力需要者の場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が、主たる電力の契約電力(以下「主契約電力」といいます。)と自家発補給電力に係る契約電力との合計を超え、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなします。なお、超過の原因が明らかでないときは、主契約電力と自家発補給電力に係る契約電力の比で按分して得た値をその1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなします。

(b) 主契約電力を本約款 14(2)によって定めるお客様の場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力に係る契約電力を超えたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなします。

② 料金

(ア) 自家発補給電力基本料金

1 月当たりの基本料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降に適用するものといたします。

(算定式) 自家発補給電力基本料金単価 × 契約電力

(イ) 自家発補給電力量料金

自家発補給電力量料金は、次の算定式により求めるものといたします。

(算定式) 使用電力量(kWh) × 自家発補給電力従量料金単価(円/kWh)

③ 使用

(ア) 電力需要者が自家発補給電力を使用する場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知するものといたします。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知するものといたします。

(イ) 主契約電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、主契約電力を本約款 14(1)によって定める場合、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が主契約電力を超えないときは、自家発補給電力が使用されなかったものとみなします。

④ 主たる電力と同一計量される場合の使用電力量

(ア) 使用電力量は、自家発補給電力の供給期間中の計量された使用電力量から、自家発

補給電力の供給時間に基準の電力を乗じて得た値を差し引いた値といたします。基準の電力は、原則として、自家発補給電力の使用の前3日間における主たる電力の平均電力を基準として決定するものといたします。

(イ) 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間に使用電力量から基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。

(ウ) 使用電力量の区分

自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力に係る最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものといたします。

⑤ その他

(ア) 電力需要者は定期検査または定期補修を、できるだけ夏季を避けて実施するものとし、毎年度当初のあらかじめその実施の時期を定め、当社へ文書により通知するものといたします。その実施の時期を変更する場合には、その1月前までに当社の通知するものといたします。なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合には、当社は電力需要者に、その時期の変更の申し入れを行うことができるものといたします。

(イ) 当社は必要に応じて電力需要者から電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録の提出を求めることができるものといたします。

16. 電気料金適用開始日

電気料金は、供給手続き前にお客様から供給開始延期に関する申し入れがあった場合、およびお客様都合でない事由によって電気供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

17. 電気料金の算定期間

(1) 電気料金の算定期間は、一般送配電事業者の定める前月検針日から当月検針日前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、電気需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

(2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客様に計量日をお知らせしたときは、電気料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、電気需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

18. 使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者によって設置された計量器により一般送配電事業者

が行い、一般送配電事業者から当社に通知される30分毎の使用電力量を用いて当社が月間使用電力量を算定いたします。

- (2) 記録型計量器以外の計量器で計量された期間がある場合は、その期間において計量された使用電力量を一般送配電事業者が30分ごとに均等に配分した値を30分毎の使用電力量といたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できない場合の使用電力量は、お客様と当社との協議により算定いたします。

19. 電気料金の算定

- (1) 電気料金は、次の場合を除き、電気料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合
 - ロ) 契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ) 本約款 17(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに個別条件書に定める料金単価を適用して算定いたします。
- (3) (1)イ、ロ、およびハの場合、基本料金は以下により電気料金を算定するものとし、電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

基本料金

(算定式) (基本料金単価 ÷ 計量期間等の日数) × 日割対象日数 × 契約電力

- (4) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。

20. 電気料金支払義務ならびに支払期日

- (1) お客様の支払義務が発生する日は、検針日といたします。ただし、本約款17(2)の場合は、電気料金の算定期間の使用電力量が一般送配電事業者の協議によって定められた日といたします。また、電気需給契約が終了した場合は、終了日といたします。
- (2) 当社は、電気料金その他請求額に係る請求書等を、原則として当社が当該電力会社より使用電力量等の計量データを受け取った日より起算して15日以内にお客様に送付します。
- (3) お客様の電気料金は、当社が指定する支払期日までにお支払いいただきます。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、その翌日(日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日)に電気料金をお支払いいただきます。

21. 電気料金その他の支払方法

- (1) 電気料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、以下のいずれかの方

法にてお支払いいただきます。

- イ) お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は当社が事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。
 - ロ) お客様が当社の指定した金融機関を通じて払い込みにより電気料金を支払われる場合には、支払いに要する費用はお客様の負担といたします。
- (2) お客様が電気料金を(1)により支払われる場合、電気料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたとき当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - (3) お客様より当社への支払いが遅れた場合、当社はおお客様に対して、支払日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年率10%の遅延利息の支払いを求められることができるものといたします。
 - (4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、電気料金を払い込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。なお、振込手数料はお客様の負担といたします。
 - (5) お支払いいただいた電気料金は、支払義務の発生した順序で充当いたします。

22. 事情変更

- (1) お客様および当社は、電力供給契約の締結後、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、個別条件書に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して個別条件書の全部または一部を変更することができるものといたします。
- (2) (1)の場合において、個別条件書に定める条項を変更する必要があるときは、お客様および当社は協議して書面により定めるものとします。

V. 使用および供給

23. お客様の電力受給権

お客様は、供給開始日以降、契約電力または予備送電サービス電力の範囲内で、当社から電力を受給し、需要場所で使用することができるものといたします。

24. 当社の電力供給義務

当社は、供給開始日以降、契約電力または予備送電サービス電力の範囲内でお客様が需給場所にて使用する電力を需要地点でお客様に供給する義務を負うものといたします。

25. 電力の託送供給のための手続

お客様は、託送供給約款の規定に従い、一般電気事業者指定の承諾書等の必要書類を提出し、必要に応じて一般電気事業者との間で給電申合わせ書等を締結するものいたします。

26. 電力使用統計提出義務

お客様は、当社と電力需給契約を締結後、当社が求めた場合、過去の使用電力実績を当社に対して提出するものいたします。

27. 調整装置または保護装置の設置を要する場合

電力需要者は、次に規定する原因により第三者の電力の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般電気事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれがあるときは、電力需要者の費用負担で必要な調整装置または保護装置を電力需要者の需要場所に設置するものとします。特に必要があるとき一般電気事業者が認定し、一般電気事業者が供給施設の新設または変更する場合、電力需要者は当該費用を負担するものとします。

- (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他、上記各号に準ずる場合

28. 超過使用

- (1) 本約款 14(2) の場合を除き、お客様が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合等不相当と認められる場合は、当社はお客様と協議のうえ、翌月以降の契約電力または予備送電サービス電力を適正に変更し、また、当該変更に応じて基本料金および予備送電サービス料金を変更することができるものいたします。
- (2) お客様が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合において、契約電力または予備送電サービス電力を適正な数値へ変更するための協議が不調に終わったときは、当社は電力需給契約を解除することができるものいたします。この時、精算金等が発生した場合は、お客様の負担といたします。
- (3) お客様が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合、お客様は以下の算定式によって算出される契約超過金を本約款 15 に規定される料金に加算して支払うものいたします。なお、契約超過金相当分に関しては、本約款 29(3) の力率を適用するものいたします。

$$\text{(算定式)} \quad \text{超過電力 (kW)} \times \text{基本料金単価 (円/kW・月)} \times 1.5$$

29. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率を、85 パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 力率は、需要場所ごとにその1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセント)とします。
- (3) 需要場所の負荷の力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しするものとします。

30.需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 本約款により必要な処置
- (5) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

31.電気の使用にともなうお客様の協力

- (1) お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。)には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ) その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客様が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に意図的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

32.供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合、当社はお客様への電力の供給を停止することができるものといたします。
- イ) お客様の責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため、緊急を要する場合
 - ロ) 需要場所内の一般電気事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般電気事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ) お客様が、当社の書面による事前承諾なくして、一般電気事業者の電線路または引き込み線と電力需要者の電気設備との接続を行った場合
 - ニ) その他、本約款、条件書及び託送供給約款上の電力需要者の義務に違反した場合
- (2) お客様が、次のいずれかに該当し、当社がお客様に対してその旨を停止の5日前までに警告しても改めない場合には、当社は電力需要者への電力供給を停止することができるものといたします。
- イ) お客様の責めに帰すべき理由により保安上の危険が生じている場合
 - ロ) お客様が電気工作物の改変等によって不正に一般電気事業者の供給設備または電気を使用した場合
 - ハ) お客様が託送供給約款に定められている需要者としての要件を欠くに至った場合
 - ニ) お客様が支払期日を経過しても電力料金を支払わない場合
- (3) (1) (2)に基づき、当社がお客様に対して電力の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事由を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することになった債務を支払ったときには、当社は、一般電気事業者との協議が整い次第、電力需要者に対して電力の供給を再開するものといたします。

33.供給の中止等

当社は次のいずれかに該当し、一般電気事業者から給電指令を受ける場合には、電力需要者への電力の供給を中止し、または電力需要者の電力の使用を制限し、もしくは中止することができるものといたします。

- (1) 電力の需給上やむを得ない場合
- (2) お客様または一般電気事業者が維持、運営する供給設備に故障が生じ、または故障を生ずるおそれがある場合
- (3) お客様または一般電気事業者が維持、運営する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- (4) 非常天災の場合
- (5) その他保安上の必要がある場合

34.違約金保証

お客様が電気工作物の改変等によって不正に一般電気事業者の供給設備または電気を使用し、これにより当社が一般電気事業者から違約金の支払いを請求された場合には、お客様は当該請求金額相当額を当社に支払うものとします。本条に定めるお客様の支払義務は、電力需給契約

の終了後も存続するものいたします。

35.免責

- (1) 本約款および託送約款等の定めにより、お客様が当社または一般送配電事業者からの電力の供給を停止もしくは中止され、または電力の使用を制限もしくは中止された場合で、それが当社の責めによらない場合、当社はおお客様の受けた損害に対して賠償の責を負わないものいたします。
- (2) (1)の規定に加え、当社は、お客様が受けた二次的損害またはうべかりし利益に係る損害については、賠償の責を負わないものいたします。

36.設備の賠償

お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理が可能である場合
修理費
- (2) 紛失または修理が不可能の場合
帳簿価格と取替工費の合計額

VI. 契約の変更および終了

37.電気需給契約の変更

電気需給契約の内容は、原則として契約期間中は変更できないものいたします。ただし、やむをえない場合には、お客様と当社との協議のうえ、契約内容を変更できるものいたします。

38.名義等の変更

- (1) 氏名、名称、連絡用電話番号・メールアドレス、住所もしくは居所、または請求書等の送付先に変更があったときは、原則として当社所定の様式によってを申し込みしていただきます。また申し込みがあったときは、当社はその申込事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (2) 相続その他の原因によって、電気需給契約に関するすべての権利義務を受け継ぐことを希望される場合は、名義の変更手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって申し込みをしていただきます。

39.電気需給契約の終了

供給開始日から起算して1年未満の解約、および契約期間が延長された日から起算して1年未満

の解約については、解約希望日の3ヵ月前までに書面による意思表示を行うことによりできるものといえます。ただし、お客様からの意思表示による解約の場合は、お客様は当社に対し、電気需給契約締結時にお客様よりご提示いただいた前電気需給契約単価と個別条件書に記載の単価の差額(以下「割引額」といいます。)に基づき、以下の算定式により算出される金額を支払うものといえます。

(算定式) 基本料単価の割引額 × 契約容量[契約期間の最大値] × 12 + 使用量単価の割引額 × (供給開始日または契約期間を延長した日から解約希望日までの電力使用量 + 解約希望日の翌日から契約満了日までの使用量(供給開始日または契約期間を延長した日から解約希望日までの1日あたりの平均使用量を解約希望日の翌日から契約満了日までの日数に乗じて算出))

40. 料金および工事費の精算

- (1) お客様が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を新たに設定し、または増加した後1年に満たないでこれを減少させる場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、供給開始日に遡って減少契約分について、該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額をお客様は当社に支払うものとします。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は契約電力の減少分と残余分の比で按分したものといたします。
- (2) お客様が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、遡って該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額をお客様は当社に支払うものといえます。
- (3) お客様が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を増加した後1年に満たないで解約する場合、それまでの期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、遡って増加契約電力分について、該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額をお客様は当社に支払うものといえます。
- (4) なお、次に該当する部分については、精算しないものといえます。
 - イ) お客様が電気需給契約の消滅または変更の日からさかのぼって他事業者を含め1年以上継続されている部分(臨時接続送電サービスを除く)
 - ロ) お客様が電気需給契約の消滅または変更の日以降引き続き受電側接続設備または供給側接続設備を利用され、その結果、他事業者を含め1年以上継続して使用されることとなった部分(臨時接続送電サービスを除く)
 - ハ) 高圧受電において契約電力500kW未満の場合、契約電力、予備送電サービス契約電力の増加または減少分

41. 需給開始後の電気需給契約の消滅変更にもなう料金の精算

お客様が契約電力を新たに設定または増加後に、電気需給契約が消滅する場合もしくはお客様が契約電力を減少する場合において、当社が接続供給契約に基づき所轄の電力会社から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客様より申し受けるものといたします。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではないものといたします。

42. 需給開始後の需給契約の消滅変更にもなう工事費の精算

お客様が電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または電気需給契約が消滅する場合に、当社がお客様に電気を供給するための所轄の電力会社との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料を電力需要者より申し受けるものといたします。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではないものといたします。

43. 電気需給契約の解除等

お客様が次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約の解除をすることができるものといたします。

- (1) 電気料金の支払期日を経過してなお支払わない場合や、支払いをされた事実が確認できなかった場合
- (2) 電気供給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息その他契約から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合
- (3) 一般送配電事業者により接続供給が終了された場合、または、一般送配電事業者により電気の供給を停止されうる行為(一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷、亡失させるなどの、重大な損害を与えるような行為、電気工作物の改変等により不正に電気を使用するような行為等)を行った場合
- (4) 法に反した行為、または、反するおそれのある行為、その他、当社が不適切と判断する行為を行った場合
- (5) 本約款に反した場合

44. 電気需給契約の終了後の債権債務

電気需給契約期間中に生じた電気料金、延滞利息、解約手数料、その他この契約から生ずる債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII. 工事および工事費の負担金

45. 供給設備の工事費負担金

お客様が新たに電気の使用を開始する場合、またはお客様都合による事情等により契約電力を

増加する場合で、新設または増設される配電設備もしくは特別供給設備、または供給設備を変更する場合において、託送供給等約款に基づいて当社が一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客様にその費用をお支払いいただきます。

VIII. 保安

46.調査に対する協力

お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者登録調査機関に通知していただきます。

47.保安等に対する協力

(1) 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ) お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ) お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

IX. その他

48.反社会的勢力との関係の遮断

お客様が次の各号のいずれかの事由に該当することが判明した場合には、お客様に対し、是正を催告のうえ、是正されない場合は電気需給契約を解除することができるものとします。なお、本項において、(1)号に掲げる者を「反社会的勢力等」という。

(1) 次に掲げるいずれかの者に該当することが判明した場合

イ) 集团的または常習的に違法行為または暴力的行為等を行うことを助長する虞のある団体に属している者

ロ) イに定める団体またはイに定める団体の構成員の影響下にある者と知りつつ継続的取引の

ある者

- ハ)「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)に基づき処分を受けた団体に属している者またはこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者
 - ニ)「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律」(平成11年法律第136号)に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等収受を行い、または行っている疑いのある者、もしくはこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者
 - ホ)イからニに類する者であると判明したとき
- (2) 次に掲げるいずれかの行為を行った場合
- イ) 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
 - ロ) 自身が「反社会的勢力等」である旨を伝え、または自身の関係者が「反社会的勢力等」である旨を伝えたとき
 - ハ) 自らまたは第三者を利用して、相手方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき
 - ニ) 自らまたは第三者を利用して、相手方当事者の業務を妨害したとき、または、妨害するおそれのある行為をする等の違法・不当な行為を行ったとき
- (3) 電気需給契約の利益や効果の全部または一部が直接的か間接的かを問わず「反社会的勢力等」に帰属していると判明したとき

49. お客様の個人情報の共同利用

当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等との間でお客様の個人情報を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めます。

50. 一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項

お客様には、本約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。

51. 管轄裁判所

お客様との電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所といたします。

52. 本約款の実施期日

本約款は2018年8月16日より施行するものといたします。

附 則

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ) お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年4月の検針日(お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算出された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。